

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 3 月 14 日

金 曜 日

第 3737 号

目 次

議会規則	
○富山県議会事務局組織規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	2
○都市計画事業の事業計画の変更認可	5
公 告	
○争議行為の通知の公表	6
○基本測量の実施	

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県議会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月 14 日

富山県議会議長 杉 本 正

富山県議会規則第 1 号

富山県議会事務局組織規則の一部を改正する規則

富山県議会事務局組織規則（平成11年富山県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項の表中

主任	担当の事務を処理する。
主事	事務に従事する。

を

上席専門員、主任専門員及び主任	担当の事務を処理する。
技能主任専門員、技能主任	担当の事務及び技能労務に従事する。

- この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第111号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営三ヶ地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営三ヶ地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年3月14日から

平成26年4月14日まで

3 縦覧の場所

魚津市役所

教示

- この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第112号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により県営女川新・東福地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 3 月 14 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営女川新・東福地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年 3 月 14 日から

平成26年 4 月 14 日まで

3 縦覧の場所

立山町役場

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第113号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により県営小川幹線地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営小川幹線地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年3月14日から

平成26年4月14日まで

3 縦覧の場所

朝日町役場

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第114号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

高岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・4・409号 中川和田線

3 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成元年10月25日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

争議行為の通知の公表

富山県厚生農業協同組合連合会労働組合中央闘争委員長置田裕文から、平成26年3月7日付けで争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 事件

年度末手当要求及び2014年春闘要求に関する件

2 日時

平成26年3月18日午前8時30分から本事件解決に至るまで

3 場所

高岡市永楽町5番10号 富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院
滑川市常盤町119番地 富山県厚生農業協同組合連合会滑川病院

4 概要

必要な一切の合法的争議行為を実施する。

基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公

示す。

平成26年 3 月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

基本測量 「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

2 作業期間

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

3 作業地域

富山県全域
